

身体拘束廃止に関する指針

医療法人翠悠会 介護老人保健施設 オークピア鹿芝

1. 身体拘束廃止に関する考え方

身体拘束は、利用者様の生活の自由を制限するものであり、利用者様の尊厳ある生活を阻むものです。当施設では、利用者様の尊厳と主体性を尊重、身体拘束ゼロを目指し、開設当初から身体拘束委員会を設置し、身体拘束廃止に努めてきました。今後も利用者様の生き生きした生活を支援することを第一に考え、委員会、研修を通じて、職員ひとりひとりが身体拘束に関する正しい知識、身体拘束による身体的、精神的弊害を理解し、身体拘束に頼らないケアを実践していきます。

2. 身体拘束廃止に向けての基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止（添付資料1）

当施設は、身体拘束実施3要件の全てを満たした場合以外の身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合（身体拘束実施3要件）

①切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

本人又は他の利用者様の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、事務長に連絡、身体拘束廃止委員会を招集し、検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合（生命の危険性が極めて高い場合）で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人又は家族への説明同意を得て行います。

※当施設でやむを得ず身体拘束を行う場合が考えられる事項として、人工透析を行っている利用者様で生命の危険性が高いダブルルーメンの抜去が考えられます。その他にバルーンカテーテル抜去など。

身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録を行い、できるだけ早期に拘束を解除すべく、身体拘束委員会および身体拘束解除に向けたカンファレンスを開催、各職種の専門性に基づく視点から、施設全体で身体拘束解除に取り組んでいきます。やむを得ず身体拘束を実施した場合は（添付資料2）の手順に沿って対応していきます。添付資料2は全フロアに配布しています。

(3) ユニットケアにおける留意事項

身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。当施設では不適切ケアの段階から早期に問題解決に取り組み、不適切ケアの研修会、事例検討を実施、虐待、身体拘束に繋がらない取り組みを行っていきます。不適切ケアが疑われる場合の報告チャート（添付資料3）を作成し、全フロアに配布しています。

①利用者様主体の行動・尊厳ある生活に努めます。

②言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努めます。

③利用者様の心身機能のアセスメントからカンファレンスを開催、利用者様の想いに沿ったケアプランを作成し、自立支援に向けたサービスを提供、多職種共同で個々に応じた対応をします。

④利用者様の安全を確保する観点から、事故対策委員会と協力して、身体拘束に頼らない転倒予防への取り組みを実践していきます。利用者様の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行いません。

万一やむを得ず安全確保を優先する場合は緊急カンファレンスを開催し検討します。

⑤「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者様に主体的な生活をしていただける様に努めます。

3. 身体拘束廃止委員会の設置

当施設では、身体拘束の廃止に向けて身体拘束廃止委員会を設置します。

①設置目的

施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討

身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き

身体拘束を実施した場合の解除の検討

身体拘束廃止に関する職員全体への指導（事例検討、研修会開催）

②身体拘束廃止責任者

身体拘束に関する統括責任は事務長が担い、具体的対策進行は本委員会委員長が主導する。

③身体拘束廃止委員会の構成員

- ・ 医師
- ・ 事務長
- ・ 介護長
- ・ 介護職員
- ・ 看護職員
- ・ 介護支援専門員
- ・ リハビリテーション職員

④身体拘束廃止委員会の開催

- ・ 2 か月に 1 回開催します。（必要時は随時開催します）

・ 急な事態（数時間以内に身体拘束を要す場合）は、生命保持の観点から多職種共同での委員会に参加できない事が想定されます。その為、意見を聞くなどの対応により各スタッフの意見を盛り込み検討します。

⑤研修会の実施

- ・ 介護職員、その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を年 4 回（必要に応じて回数を増やす）開催します。（高齢者虐待防止法や身体拘束ゼロへの手引き、不適切ケアへの事例検討など内容を盛り込む）

4. 身体拘束廃止に向けた各職種の役割

身体拘束の廃止のために、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応します。

5. 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

身体的拘束等の事案については、その全ての案件を身体拘束廃止委員会に報告するものとします。この際、代表者が、定期開催の同委員会を待たずして報告を要すると判断した場合は、臨時的に同委員会を招集するものとします。

6. 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針

緊急やむを得ず身体的拘束等を行っている場合であっても、その開始時のみならず随時の記録(カルテおよび別紙記録用紙)を行い、常に拘束の早期解除を念頭に解除に向けた検討を行うものとします。

7. 入居者等に対する当該指針の説明・閲覧

当該指針については、入居時に説明させていただくとともに、入居者等及びその家族等からの要望に応じ、いつで

も閲覧することができます。

(附 則)

この指針は、平成30年4月1日から施行する

令和5年1月1日 改訂

令和6年1月28日より本委員会を「身体拘束ゼロ継続・虐待、不適切ケア防止委員会」に名称変更

令和6年9月11日 改定

添付資料1

＜介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為＞

- (1) 徘徊しないように、車椅子やイス・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (3) 自分で降りられないように、ベッド柵（サイドレール）で囲む。
- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- (5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または、皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- (6) 車椅子・イスからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- (7) 立ち上がる能力のある人に対し立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。（リクライニング椅子、座面の低い椅子など）
- (8) 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (10) 行動を落ち着かせるために、抗精神薬を過剰に服用させる。
- (11) 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。

厚生労働省【身体拘束ゼロへの手引きより】